

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

高山市

2 地域再生計画の名称

ウォーキングシティ構想

～ 回想のまちを目指して～

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成16年度～平成21年度

4 地域再生計画の意義及び目標

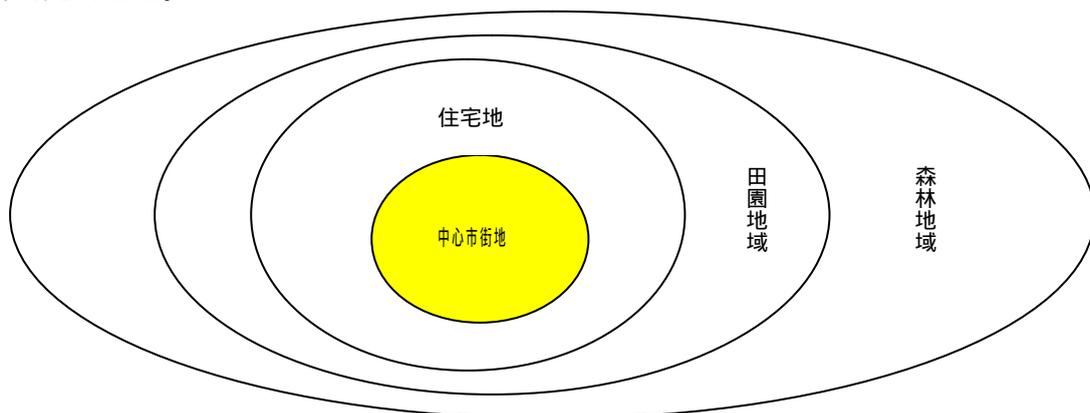
(高山市の概要)

高山市は、岐阜県の北部、飛騨地方のほぼ中央に位置する人口66,430人(平成12年度国勢調査)、面積139.57km²の市である。金森長近が江戸時代に城下町を築いて以来、政治、経済、文化など、この地域の中心都市として発展し、400年の歴史を有する伝統文化と古い町並みが醸し出す「伝統的文化都市」として、年間300万人を超える人が訪れるわが国有数の国際観光都市である。

また、高山市と、周辺に位置する丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町及び上宝村は平成17年2月1日に合併予定であり、合併後の高山市は、人口は97,023人と決して多くはないものの、面積は2,179.35km²と東京都とほぼ同じ広大な面積を有する市となる。

(計画の意義)

本市は中心市街地を囲むように、住宅地、田園地域、森林地域が広がる、わかりやすく、コンパクトな都市の構造である。市民は昔から、郊外とまちなかを上手く役割分担し都市を形成してきた。



本市の中心市街地は、ＪＲ高山駅を中心におよそ半径１ｋｍの範囲であり、その中を宮川とＪＲ高山線が南北に走り、特徴のある三つの地区を形成している。宮川以東が古い町並み、宮川以西からＪＲ高山駅までが昔ながらの商店街と官公庁等業務地区、ＪＲ高山駅以西は新たな商業地である。ＪＲ高山駅を起点に歩いて市民や観光客が楽しむには適当な面積である。

特に、中心市街地の宮川東地区に位置する古い町並みは、旧城下町一帯を中心とした歴史的な都市景観として保存され、商家群、町家群、寺院群と続く町並みは江戸時代の面影を残す。

町並みは市民の理解と協力、地域住民の誇りと連帯感によって培われたものであり、住みながら業を営み歴史が語り継がれている。

夏には朝顔、秋には菊。きれいに掃き清められた玄関前に、四季折々の風物が顔を出し、小道や路地、まちかどをゆっくりと散策しながら町並みを楽しめる飛騨高山らしさや良さが実感できる地区である。

こうした古い町並みを含む中心市街地を活性化させるためには、大型店や大規模な観光施設を誘致するのではなく、可能な限り、まちなかの周辺部に駐車させ、歩いてまちそのものを楽しみ、人との出会いを楽しむことができるような空間として整備、確保する必要がある。

このため本市は、観光客や市民にとって「ウォーキング（歩き）」をテーマとした、まちかど整備及び緑化の推進、景観面への配慮、路地といった細街路の整備、道路のレクリエーション活用など、様々な施策の総合的な展開によるきめ細かなまちづくりに取り組む。

（計画の目標）

「潤いのある 懐かしいけしきのなかを 歩いて楽しみ 心をつなぐまちづくり」を基本コンセプトとして、まちづくり交付金の活用やNPO等からの道路占用によるイベント開催の提案を促すための支援、さらには路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生に対する支援、良好な景観形成を図るための支援により次の事業に取り組むことで、まちを歩くことを通じていにしえを振り返り思いをめぐらすことのできる「回想のまち」を目指す。

（１）安心して楽しみながら歩けるまちづくり 「みち」

駐車場整備及び駐車場案内情報の提供

横丁再生整備

遊歩道（リバーサイド）整備

（２）潤いや親しみを感じながら歩けるまちづくり 「けしき」

景観にふさわしい看板設置

公園等整備

市街地緑化

(3) 賑わいのなかを快適に歩けるまちづくり 「くらし」

空き店舗活用

まちなか活性化イベント

総合的な観光及び商業振興に関するビジョンの策定

(4) 伝統文化の香りに包まれながら歩けるまちづくり 「こころ」

歴史的町並みの保存・復元

歴史的町並み環境整備方針に関する調査及び計画策定

歩いて楽しい道づくり事業(散策ルート設定及び整備)

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 安心して楽しみながら歩ける歩行空間の確保

駐車場の適正配置、一方通行の見直しなどを行い自動車流入の減少を図るとともに、小道や路地を整備し、それらをつなぐことで落ち着きと味わいのある新たな散策ルートとして歩行空間が確保される。

(2) 個性と魅力ある都市空間の創出

古い町並みの北側に位置する下二之町・大新町の6.6haが平成16年度、重要伝統的建造物群保存地区に選定され、既に選定済みの上三之町などの4.4haを併せると11haとなり、春と秋の高山祭り両方の区域が選定されたことになる。

これら、伝建地区及びその周辺の歴史的地区の保存・復元を図ることで伝統文化の香りに包まれながら歩ける都市空間が創出される。

また、まちなか整備及び緑化の推進、景観面への配慮、路地といった細街路の整備を図ることで潤いや親しみを感じながら歩ける都市空間が創出されるなどさまざまな表情を持つ個性と魅力ある都市空間が実現する。

(3) 中心市街地・商店街の活性化

空き店舗活用や路上を利用したイベントの開催は、まちなかに人々をひきよせる。人々の賑わいはさらなる賑わいをもたらし、まちは散策しながら買物や飲食をする人々であふれることにより、中心市街地・商店街の活性化が図られるとともに、新たな新規雇用の創出が期待できる。

(4) 数値目標

駐車場案内

(平成15年現在)

(平成21年目標)

案内情報

チラシ、FM放送

案内情報システム供用

横丁再生整備

(平成15年現在)

(平成21年目標)

9箇所

約25箇所

遊歩道（リバーサイド）整備		
	（平成15年現在）	（平成21年目標）
	約70m	約120m
景観にふさわしい看板の設置		
	（平成15年現在）	（平成21年目標）
	26件	約40件（助成件数）
公園等整備		
	（平成15年現在）	（平成21年目標）
	6箇所	8箇所
市街地緑化		
	（平成15年現在）	（平成21年目標）
高木植栽	約50本	約100本
空き店舗活用		
	（平成15年現在）	（平成21年目標）
	のべ49店舗	のべ約60店舗（助成件数）
まちなか活性化イベント		
	（平成15年）	（平成21年目標）
	年4件	年約8件（助成件数）
総合的な観光及び商業振興に関するビジョンの策定		
	（平成15年現在）	（平成17年目標）
商業振興ビジョンのみ策定		観光、商業いずれも策定済み
歴史的町並みの保存・復元		
	（平成15年現在）	
上三之町他の伝統的建造物群保存地区4.4haとその周辺の保存・復元		
	（平成21年目標）	
平成16年新たに指定した下二之町・大新町の伝統的建造物群保存地区		
6.6ha加えた、合計11haとその周辺の保存・復元		
歴史的町並み環境整備方針に関する調査及び計画策定		
	（平成15年現在）	（平成17年目標）
	未策定	策定済み
歩いて楽しい道づくり事業（散策ルート設定及び整備）		
	（平成15年現在）	（平成21年目標）
	未整備	整備済み

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 2 0 1 0 0 2 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- 2 3 0 0 0 1 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 2 1 2 0 2 9 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入
- 2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設
- 2 1 2 0 3 3 路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生
- 2 3 0 0 0 9 良好な景観形成の推進

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業

景観にふさわしい看板の設置

町並み景観の向上を図るため、高山の景観にふさわしい看板の設置等に対する助成

空き店舗活用

まちなかの賑わい創出や起業家の育成を図るため、中心市街地の空き店舗を活用しての魅力ある店舗づくりに対する支援

総合的な観光及び商業振興に関するビジョンの策定

本市の地域資源を連携し活用するための方策など、観光及び商業の振興に資するためのビジョンの策定

歴史的町並み環境整備方針に関する調査及び計画策定

歴史的町並みの保全・復元に対する取り組みへの実効性を高めるため、平成16年度新たに選定した下二之町・大新町伝統的建造物群保存地区及びその周辺地区の歴史的町並み環境整備方針に関する調査及び計画策定

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

1 支援措置の番号及び名称

201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

飛騨高山まちづくり本舗、NPO（民間非営利団体）等市民組織

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市は、平成13年度「まちなか活性化イベント補助制度」を創設し、道路や空き店舗等を活用したイベントの開催など市民又は市民活動団体等によるまちなかの賑わい創出活動を促進している。

しかし、道路使用については、春・秋の高山祭における祭り区域の国道を含め車両全面通行止めや、行政や商店街が主体又は従前からの継続イベントに対しての許可が一般的であり、商店街振興組合同士が連携してイベントを計画する場合の国道の使用や、また一般道路であってもNPOなどがイベントを行う場合においては、道路占用手続きが不慣れなこともあり使用が困難である。

このため、今後、継続的かつ反復的にまちの賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるための通達が発出された際には、通達の内容に沿いながら、NPO等からの道路占有によるイベント開催の提案を促す。

特に、市民と商店街で運営するまちづくりセンターとして平成16年4月（民間非営利団体）「飛騨高山まちづくり本舗」が正式に開設された。まちなかの賑わいにつながるまちづくり等各種まちづくり活動に取り組んでおり、昨年夏には納涼縁日を実施し50余りの団体が参加、2日間で2万人の来街者があるなど好評であった。今年も「納涼縁日」や「二十四日市お休み処」といった特色のあるイベントも予定している。今後、こうしたまちづくり活動を起爆剤として、更に他のNPO等による活動を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 9 道路占用による「市町村推奨ルール」の導入

2 当該支援措置を受けようとする者

飛騨高山まちづくり本舗、NPO（民間非営利団体）等市民組織

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市は、平成13年度「まちなか活性化イベント補助制度」を創設し、道路や空き店舗等を活用したイベントの開催など市民又は市民活動団体等によるまちなかの賑わい創出活動を促進している。

しかし、道路使用については、春・秋の高山祭における祭り区域の国道を含め車両全面通行止めや、行政や商店街が主体又は従前からの継続イベントに対しての許可が一般的であり、商店街振興組合同士が連携してイベントを計画する場合の国道の使用や、また一般道路であってもNPOなどがイベントを行う場合においては、道路占用手続きが不慣れなこともあり使用が困難である。

このため、当該支援措置により市町村の意見を尊重して道路占用を行う新たな仕組みが導入されることを受け、本市としても積極的にNPO等からの道路占用によるイベント開催の提案を促す。

特に、市民と商店街で運営するまちづくりセンターとして平成16年4月（民間非営利団体）「飛騨高山まちづくり本舗」が正式に開設された。まちなかの賑わいにつながるまちづくり等各種まちづくり活動に取り組んでおり、昨年夏には納涼縁日を実施し50余りの団体が参加、2日間で2万人の来街者があるなど好評であった。今年も「納涼縁日」や「二十四日市お休み処」といった特色のあるイベントも予定している。今後、こうしたまちづくり活動を起爆剤として、更に他のNPO等による活動を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 3 0 0 0 1 道路使用許可・道路占用許可の手続き改善

2 当該支援措置を受けようとする者

飛騨高山まちづくり本舗、NPO（民間非営利団体）等市民組織

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市は、平成13年度「まちなか活性化イベント補助制度」を創設し、道路や空き店舗等を活用したイベントの開催など市民又は市民活動団体等によるまちなかの賑わい創出活動を促進している。

しかし、道路使用については、春・秋の高山祭における祭り区域の国道を含め車両全面通行止めや、行政や商店街が主体又は従前からの継続イベントに対しての許可が一般的であり、商店街振興組合同士が連携してイベントを計画する場合の国道の使用や、また一般道路であってもNPOなどがイベントを行う場合においては、道路占用手続きが不慣れなこともあり使用が困難である。

このため、当該支援措置により道路使用許可と占用許可を一方の窓口に一括して申請できるようになることで、イベント等の主催者の負担が軽減され、イベント等の開催が活発化すると期待されることから、本市としても積極的にNPO等に対してイベント開催の提案を促す。

特に、市民と商店街で運営するまちづくりセンターとして平成16年4月（民間非営利団体）「飛騨高山まちづくり本舗」が正式に開設された。まちなかの賑わいにつながるまちづくり等各種まちづくり活動に取り組んでおり、昨年夏には納涼縁日を実施し50余りの団体が参加、2日間で2万人の来街者があるなど好評であった。今年も「納涼縁日」や「二十四日市お休み処」といった特色のあるイベントも予定している。今後、こうしたまちづくり活動を起爆剤として、更に他のNPO等による活動を促進する。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 2 8 まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

高山市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

- 平成17年度以降に以下の事業を実施することを検討する。

「潤いのある 懐かしいけしきのなかを 歩いて楽しみ 心をつなぐまちづくり」を基本コンセプトとして、次の主な施策を総合的・一体的に推進するなかで、まちづくり交付金を活用することにより効果的・効率的に事業の推進を図る。

(1) 安心して楽しみながら歩けるまちづくり

駐車場整備及び駐車場案内情報の提供

横丁再生整備

遊歩道(リバーサイド)整備

(2) 潤いや親しみを感じながら歩けるまちづくり

公園等整備

市街地緑化

(3) 伝統文化の香りに包まれながら歩けるまちづくり

歴史的町並みの保存・復元

歩いて楽しい道づくり事業(散策ルート設定及び整備)

本地域再生計画(ウォーキングシティ構想)の申請部分	別の地域再生計画(誰にもやさしいまちづくり構想)の申請部分
<p>観光客や市民にとって「ウォーキング(歩き)」をテーマとした、まちかど整備及び緑化の推進、景観面への配慮、路地といった細街路の整備、歴史的町並みの保存・復元など高質空間整備等</p>	<p>高齢者や障害者など身体が不自由な人々のみならず、地域住民、観光客など全ての人々が、共に地域で学び、働き、楽しみ、豊かに暮らすことのできる「誰もが安全で安心して快適に暮らせるバリアフリーのまちづくり」に向けて取り組む都市基盤整備等</p>
<p>(1) 安心して楽しみながら歩けるまちづくり 駐車場整備及び駐車場案内情報の提供 横丁再生整備 遊歩道(リバーサイド)整備</p> <p>(2) 潤いや親しみを感じながら歩けるまちづくり 公園等整備 市街地緑化</p> <p>(3) 伝統文化の香りに包まれながら歩けるまちづくり 歴史的町並みの保存・復元 歩いて楽しい道づくり事業(散策ルート設定及び整備)</p>	<p>(1) 道路・トイレの改修 道路のバリアフリー化整備(道路段差解消、グレーチング改修等) 快適公衆トイレ整備</p> <p>(2) 民間施設のバリアフリー化 公共的施設のバリアフリー化(JR高山駅自由通路・駅舎等整備)</p> <p>(3) 情報通信技術の活用 移動支援サービス実証実験(ユニバーサルe・ステーション事業)</p>

(事業の詳細)

(1) 安心して楽しみながら歩けるまちづくり

駐車場整備及び駐車場案内情報の提供

本市では、飛騨地域の玄関口ともいえるJR高山駅を中心とする東西周辺地区において新たな都市拠点の形成を図るため、土地区画整理事業を推進し、都市計画街路、公園、駅前広場、駐車場など公共施設の整備をすすめる。

駐車場については、可能な限り、まちなかの周辺部に駐車させ、歩いてまちそのものを楽しみ、人との出会いを楽しむことができるような空間として整備、確保する必要があるため、将来的には高山駅東西地区において整備の予定である。

駐車場案内情報については、現在は駐車場マップやFM放送での駐車場情報で対応してきた。今後は、中心市街地周辺の東西南北に配置されている駐車場に適切に誘導できるように駐車場案内システムを構築し実用化を図る。

横丁再生整備

高山市の中心市街地は宮川、江名子川、北山・東山・城山などがあり、他の地方都市の中心市街地に比較して豊富な潤い空間を保有している。また、一步路地に入ると静寂で閑静な空間が残っている。

しかし、空き店舗、空き家や空き地なども増えてきており、それとともに月極駐車場や荒地、構築物の破損等景観上好ましくない状況もまた一方にある。

本来、横丁はそこで暮らす人々の生活文化が色濃く表れ、その地区独特の個性を表現するとともに、コミュニケーションの場として日常生活に深く係わってきた。

そのため、横丁を再生することは中心市街地が持つ様々な課題に対応でき、中心市街地の活性化に役立つため、横丁の保全・再生を積極的にすすめる。

実施に際しては、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

1) 個性の強化・創出に向けた横丁整備

路地の保有する環境や資源をより強く表現できるような整備を推進し、住んでいる人には地域への愛着をまた、訪れる人には新たな発見や刺激、楽しみを提供できる横丁を創出する。

誇りと愛着が持てる横丁の整備は、定住環境の向上にもつながり、新たな住民の増加と活気の創出にも効果がある。

2) コミュニティの強化・再生に向けた横丁整備

住んでいる人同士のコミュニケーションの場として、世代の異なる住民が集えるような空間として横丁を整備し、ふれあいの心に満ちた良好なコミュニティを創出する。

コミュニティ空間の強化・再生は、飛騨高山の人々の生活そのものでもあり、来訪者にとっては歩くだけで高山市民の生活を肌で感じることができる。

3) 都市基盤の強化・質的向上に向けた横丁整備

「みち」の連続性や路地の利用状況（飲食店が並び夜間の歩きが多い、近道として利用、川や施設へのアクセスなど）を考慮したうえで、「誰でも楽しく快適に歩ける」横丁整備を進め、中心市街地における利便性・快適性を高める。

遊歩道（リバーサイド）整備

市街地の中心部を流れる宮川の東側沿いは道路であり、午前中は朝市も出て多くの観光客で活気がある。しかし、西側は河川境界ぎりぎりまで建物がたっており圧迫感とともに景観上も課題が多い。

平成13年鍛冶橋のたもとにある4店舗が協力しこみち部分の敷地を提供、店舗の形態意匠の統一を合意したうえで遊歩道（リバーサイド）整備を実施した。「かじ橋こみち」は、宮川を眺めながらたたずむ、語らうことができるスポットとして人気がある。また、単独店舗でありながら統一感のある各新店舗もおしゃれである。今後も、これを優れたモデルケースとして、商店街全体が宮川を活かし眺めながら歩いて楽しむことができるよう取り組む。

(2) 潤いや親しみを感じながら歩けるまちづくり

公園等整備

本市では、飛騨地域の玄関口ともいえるJR高山駅を中心とする東西周辺地区において新たな都市拠点の形成を図るため、土地区画整理事業を推進し、都市計画街路、公園、駅前広場、駐車場など公共施設の整備をすすめる。

平成16年度に整備予定の地区内の公園や、高山駅東西に整備する広場は、周辺居住者や市民・観光客のリフレッシュ・散策等が十分にできるよう高木に囲まれた開放的なまちなかの憩いの場として、また、伝統文化等を活かした各種イベントなど市民・観光客が交流する場として整備する。

平成16年に生涯学習施設「煥章館」が整備されたことに伴い、伝統的建造物群保存地区内にあった高山市図書館は閉館となった。今後は、歴史的町並みの地区内に存在する貴重な公共空地として有効的な活用を図る。

市街地緑化

住宅が密集し、路地といった細街路の多いことが特徴である本市は中心市街地内の緑が少ない。そこで、公共空地を利用してまたは道路整備に併せて高木植栽などを実施しまちなかに潤いを与える市街地緑化に取り組む。

(3) 伝統文化の香りに包まれながら歩けるまちづくり

歴史的町並みの保存・復元

古い町並みの北側に位置する下二之町・大新町の6.6haが平成16年度、重要伝統的建造物群保存地区に選定。選定の対象となったのは、南北780m、東西180m余りの区域で国指定重要文化財の日下部家、吉島家住宅などが建ち、江戸時代から昭和初期までの異なった時代の建物が混在している。本市では既に上三之町などの4.4haが選定済みであり、これで11haとなる。

しかし、「下二之町・大新町伝建地区」は「上三之町伝建地区」に比べ、保存・復元のための整備が進んでいない。このため、「下二之町・大新町伝建地区」及びその周辺を重点に、歴史的町並み環境の整備方針に関する調査及び計画策定を行い、伝統的建造物群保存地区修理修景をはじめ電柱撤去や側溝、空き地、駐車施設等に対する方策を検討し、計画的に整備を推進する。また、防災対策事業を推進し災害に強いまちづくりをすすめる。

歩いて楽しい道づくり事業（散策ルート設定及び整備）

本市の歴史的町並みは越中街道、尾張街道や旧武家屋敷、江名子畔の町並みなどさまざまな表情を持つ。

侍の町から職人の町、そして寺院と新旧の住宅や個人商店の混在する現在の町へと変遷を重ねてきても、落ち着いた、どこか懐かしい家並みが連続する。このような魅力ある町並みを、歩いて楽しい散策ルートとして設定し歴史を偲ばせるものの復元、道由来板設置などの整備を行う。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

2 1 2 0 3 3 路地や細街路の美しいたたずまいの保全・再生

2 当該支援措置を受けようとする者

高山市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

高山市の中心市街地は宮川、江名子川、北山・東山・城山などがあり、他の地方都市の中心市街地に比較して豊富な潤い空間を保有している。また、一步路地に入ると静寂で閑静な空間が残っている。しかし、空き店舗、空き家や空き地なども増えてきており、それとともに月極駐車場や荒地、構築物の破損等景観上好ましくない状況もまた一方にある。

本来、横丁はそこで暮らす人々の生活文化が色濃く表れ、その地区独特の個性を表現するとともに、コミュニケーションの場として日常生活に深く係わってきた。

横丁を再生することは中心市街地が持つ様々な課題に対応でき、中心市街地の活性化に役立つため、横丁の保全・再生を積極的にすすめる。

その際、昔ながらの趣のある路地のほとんどは幅員4m以下及び建ぺい率が60%のため、建替えの際はセットバックを余儀なくされる。そのため、以前にも増して住居部分の敷地が手狭になることから郊外に転居、もしくは美しく整った家並み景観が乱れるというケースがある。横丁の美しいたたずまいを保全・再生するため、支援措置について発出された通知に沿って、この課題を克服しつつ、次の3つの基本方針に基づき横丁再生の整備に取り組む。

1) 個性の強化・創出に向けた横丁整備

路地の保有する環境や資源をより強く表現できるような整備を推進し、住んでいる人には地域への愛着をまた、訪れる人には新たな発見や刺激、楽しさを提供できる横丁を創出する。

誇りと愛着が持てる横丁の整備は、定住環境の向上にもつながり、新たな住民の増加と活気の創出にも効果がある。

2) コミュニティの強化・再生に向けた横丁整備

住んでいる人同士のコミュニケーションの場として、世代の異なる住民が集えるような空間として横丁を整備し、ふれあいの心に満ちた良好なコミュニティを創出する。

コミュニティ空間の強化・再生は、飛騨高山の人々の生活そのものでもあり、来訪者にとっては歩くだけで高山市民の生活を肌で感じることができる。

3) 都市基盤の強化・質的向上に向けた横丁整備

「みち」の連続性や路地の利用状況(飲食店が並び夜間の歩きが多い、近道として利用、川や施設へのアクセスなど)を考慮したうえで、「誰でも楽しく快適に歩ける」横丁整備を進め、中心市街地における利便性・快適性を高める。

別紙

1 支援措置の番号及び名称

230009 良好な景観形成の推進

2 当該支援措置を受けようとする者

高山市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

本市は、観光客や市民にとって「ウォーキング（歩き）」をテーマとした、まちかど整備及び緑化の推進、景観面への配慮、路地といった細街路の整備、道路のレクリエーション活用など、様々な施策の総合的な展開によるきめ細かなまちづくりに取り組むこととしている。

このため、平成16年度中に制定予定の「景観緑三法」に沿いつつ、総合的・一体的な景観形成の推進に取り組むため、本市が平成13年度に制定した「高山市潤いのあるまちづくり条例」については、「景観緑三法」と連動した条例となるよう、必要に応じ適切な見直し作業を行う。

（「高山市潤いのあるまちづくり条例」の内容）

秩序ある土地利用とすぐれた都市景観をつくることを目的に「高山市潤いのあるまちづくり条例」を平成13年12月制定、平成14年4月施行。

（主な内容）

市民参加のまちづくり

秩序ある土地利用

景観の保全

の3つを基本理念として、下記の行為に対して規模に応じて、構想段階からの届け出や住民説明会などを義務付け

（協議の対象となる行為）

- ・面積が500㎡以上の土地の区画形質の変更
- ・床面積300㎡以上の建築物の建築
- ・集客施設の建築
- ・高さ10m以上の建築
- ・300㎡以上の建築物の色彩変更や模様替え
- ・高さ10m以上の工作物の設置
- ・屋外広告物の表示
- ・100㎡以上の区域に及び物品の集積・貯蔵

(潤いのあるまちづくりの基本となる方針)

- ・ 高山市環境基本計画
- ・ 国土利用計画(高山市計画)
- ・ 高山市都市基本計画
- ・ 高山市緑の基本計画
- ・ 高山市住宅マスタープラン
- ・ 高山市農業振興地域整備計画
- ・ 高山市小売店舗の適正配置に関する指針
- ・ 高山市開発行為に関する指針
- ・ 高山市景観に関する指針
- ・ 高山市風致地区内の行為に関する指針

(平成14年度届出実績)

・ 大規模開発構想届	13件(うち指示書通知13件、勧告0件)
・ 中規模開発事業実施計画	96件(うち指示書通知57件、勧告0件)
・ <u>小規模開発事業実施計画</u>	<u>80件(うち指示書通知26件、勧告0件)</u>
合 計	189件(うち指示書通知96件、勧告0件)